

第17章. 国有企業及び指定独占企業

締約国は、国有企業及び指定独占企業が、物品又はサービスの売買を行う際、商業的考慮に従い行動すること、他の締約国の企業に対して無差別の待遇を与えることを確保すること、国有企業への非商業的な援助（贈与・商業的に存在するものよりも有利な条件での貸付け等）によって他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならないこと、国有企業及び指定独占企業に関する情報を他の締約国に提供すること等を規定している。

各締約国は、特定の規律を自国の特定の国有企業等の特定の活動については適用しないとして、国別附属書で留保している。日本は、地方政府の所有・支配する国有企業・指定独占企業を留保している。

国有企業等に特化した規律は、WTO協定及び日本が締結済みの既存のEPAには盛り込まれていない。これらの規律により、外国企業が国有企業と対等な競争条件で事業を行うことができる基盤が確保されることとなる。

(参考)

マレーシア

- ・ 国有企業は、2012年において国内の雇用の5%を占める規模
- ・ 加えて、国有企業のうち、公的事業を行う企業が33社。これらがGDPの35%(9.6兆円)を独占。さらにそのうちの2/3を三大国有企業の(Petronas(資源開発)、Tenaga Nasional(電力)、Telekom Malaysia(通信))が独占。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2014 MALAYSIA

ベトナム

- ・ 国有企業は、2011年において国内企業数の1%、雇用の14.3%を占める規模。
- ・ 加えて、国有企業だけで、GDPの33%を占める。
- ・ ベトナム政府は、2015年までに、2011年に1309あった100%政府が出資している国有企業について、692の企業を維持、573の企業については大部分の資本を保持するとともに、13の企業を解散し、31の企業を有限責任会社にする公約。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2013 VIET NAM

ブルネイ

- ・ 国有企業について、具体的な規模については不明だが、公的部門のほとんどを国有企業が独占。石油・ガス・製造・銀行・通信・航空輸送を含む様々なセクターにおいて、国有企業がほぼ独占。例えば、Royal Brunei Airlines(航空輸送)、Baiduri Bank(銀行)、Bank Islam Brunei Darussalam(銀行)、Brunei Gas Carriers(ガス)、Petroleum BRUNEI(石油)、Telbru(電気通信)。

出典：WTO TRADE POLICY REVIEW 2015 BRUNEI DARUSSALAM